

平成17年（行ウ）第161号事件 拉致被害者等認定請求事件

原告 古川朗子 外1名

被告 国

平成17年6月6日

原告ら訴訟代理人

弁護士 川 人 博

東京地裁民事第2部A係 御中

### 求 釈 明 書

争点の整理と訴訟の迅速な進行のために、被告に対して、下記のとおり釈明を求める。

#### 第1 本案への答弁と請求の原因に対する認否

被告は答弁書において本案前の答弁をおこなうのみである。

被告は、速やかに、本案への答弁および請求の原因に対する認否を明確にされたい。

民事訴訟規則第80条1項にも、「答弁書には、請求の趣旨に対する答弁を記載するほか、訴状に記載された事実に対する認否及び抗弁事実を具体的に記載し、かつ立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載しなければならない」と定められている。

#### 第2 拉致認定基準および認定機関について

1 拉致被害者支援法第2条は、「この法律において、『被害者』とは、北朝鮮当局によって拉致された日本国民として内閣総理大臣が認定した者をいい」と規定している。

この認定基準と認定機関並びに認定手続きを明らかにされたい。

2 古川了子が認定されていない理由について、上記認定基準との関係で明らかにされたい。

#### 第3 本案前の答弁の理由に関連して

1 答弁書3頁で、被告は「これまでに被害者として認定している者以外にも、北朝鮮当局による拉致の可能性を排除できない事案があることから、全力を挙げて国内外の調査・捜査を進めるなど、その安否の確認に最大限の努力をしている」と主張するが、

①古川了子については、「北朝鮮当局による拉致の可能性が排除できない事案」であると被告は認識しているのか。

②古川了子については、被告は、北朝鮮当局に対して安否の確認をおこなったことがあるのか。

③外務省発行のパンフレット（平成15年、甲第2号証）には、被告が認定した拉致被害者（当時15人）のみを紹介しているが、このように、認定者とそうでない者では、被告による安否確認のとりくみにおいて、差異を設けているのでないのか。

2 答弁書3頁で、被告は「国は、これらの調査・捜査の結果、北朝鮮当局による拉致行為があったとする情報が確認された場合には、速やかに被害者として認定することとしており」と述べているが、ここにいう「北朝鮮当局による拉致行為があったとする情報が確認された場合」とは、具体的にどのような情報を指すのかを明確にされたい。

3 答弁書4頁5頁で、被告は、「被害者の帰国が具体化した場合には、」拉致被害者支援法によって具体的な法的利益が発生するが、「それ以前の段階」では、同法の規定は、国及び地方公共団体がもともと負っていた責務を確認したにすぎない旨主張するが、

①「被害者の帰国が具体化」とは、具体的に被害者の状況がどのような段階になっていることを指すのか。

②被告がすでに拉致被害者として認定している人々は、すべて「被害者の帰国が具体的」としていると解釈しているのか。

4 答弁書5頁で、被告は、本件原告らには原告適格がないと主張するが、拉致被害者支援法第2条において、「被害者の家族」の定義をおこなった理由はなにか。

#### 第4 田中実氏の認定に関連して

1 細田内閣官房長官は、本年4月27日に、田中実氏（1978年失踪）を拉致被害者として新たに政府認定したと発表したが、その認定理由と認定目的を明確にされたい。

2 田中実氏の政府認定によっても、同氏との関係で被告には何らの「法的義務が付け加えられる」ことはないのか。そうであれば、なぜ政府認定をおこなったのか。